

(仮称) 愛知県海岸保全基本計画検討委員会規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、「(仮称) 愛知県海岸保全基本計画検討委員会 (以下「委員会」という。) という。

(目的)

第2条 委員会は、海岸法に基づき海岸の保全に関する基本計画として策定した「遠州灘沿岸海岸保全基本計画」及び「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」について、新たな知見を踏まえた計画変更をするにあたり学識経験者や有識者の意見を聴くことを目的として、愛知県知事が設置する。

(委員会)

第3条 委員会は、海岸に関する学識経験者及び当該海岸に関係の深い有識者からなる次に該当する

- 一、 海岸の防護、利用、環境に関し学識経験を有するもの (別表1)
- 二、 当該海岸に関係の深い有識者 (別表2)
- 三、 沿岸市町村代表者 (別表3)

に定める委員で構成し、愛知県知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から最終委員会の終了までとする。
- 3 委員長及び副委員長は知事が指名するものとする。
- 4 委員長は、委員会の円滑な運営と進行を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行するものとする。
- 6 委員会は、委員長が招集し、委員の2分の1の出席をもって成立する。
- 7 委員会は、必要と認める場合は、委員以外の専門家からの意見の聴取及び資料の提出を事務局 (第5条に規定する) に求めることができる。
- 8 委員会には、地震・津波及び高潮に関して技術的な検討を行う技術部会を設置する。技術部会の規約は別に定めるものとする。
- 9 技術部会の検討結果は委員会への報告事項とする。委員会への報告は、文書による報告も行うことができる。

(情報公開)

第4条 委員会は、原則的に公開とし、その公開方針は別紙「(仮称) 愛知県海岸保全基本計画検討委員会の公開等に関する規定」によるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局 (別表4) は、委員会に付議すべき事項に関わる資料の作成を行う。

(雑則)

第6条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定めるものとする。

附則 この規約は、平成26年8月 日から施行する

(別表1) 1号委員：学識経験者

1	◎喜岡 涉	名古屋工業大学教授	海岸・海洋工学
2	○水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学
3	芹沢 俊介	愛知教育大学名誉教授	植物学
4	奥野 信宏	中京大学教授	公共経済
5	日登 弘	名古屋港水族館館長	海洋生物生態学

(別表2) 2号委員：有識者

6	和出 隆治	愛知県漁業協同組合連 合会常務理事	漁業
7	山内 均	愛知県観光協会専務理事	観光
8	降幡 光宏	愛知県自然観察指導員 連絡協議会副会長	自然保護
9	高瀬 俊明	日本サーフィン連盟 愛知支部長	利用

(別表3) 3号委員：行政 (代表者のため代理出席を可とする)

10	佐原 光一	豊橋市長	行政
11	榊原 康正	西尾市長	行政
12	鈴木 克幸	田原市長	行政
13	服部 彰文	弥富市長	行政
14	石黒 和彦	南知多町長	行政

(別表4) 事務局

建設部	河川課
	港湾課
農林水産部	農地計画課
	農地整備課

◎：委員長、○副委員長

(仮称) 愛知県海岸保全基本計画検討委員会の公開等に関する規定

1. 会議の公開

(1) 会議は、原則として公開とする。ただし、個人のプライバシーに関わる事項や特定の野生生物の保護に著しい支障が及ぶ恐れがある場合などは、その一部または全部を非公開とする。

なお、非公開にする内容については、委員に諮り、委員長が決定する。

(2) カメラ撮影等については、審議及び傍聴の妨げとならないよう、傍聴席からに限るものとする。

(3) 会議の一般傍聴は、自由とする。ただし、会議の審議中に一般傍聴者の発言は、取り扱わないものとし、会議の内容に関する質問や意見等については、会議後、事務局において対応する。

(4) 会議の開催案内は、愛知県のホームページ（新着情報や広報広聴コーナー）や河川課のホームページ（愛知の河川と海岸 <http://www.pref.aichi.jp/kasen/>）や記者クラブへの情報提供等により行う。

2. 会議資料の公開、報道機関の取材への対応

(1) 会議資料や議事概要は、愛知県建設部河川課、港湾課及び農林水産部農林基盤局農地計画課、農地整備課で閲覧できるようにする。そのほかに、河川課のホームページ（愛知の河川と海岸 <http://www.pref.aichi.jp/kasen/>）において掲載する。ただし、個人のプライバシーに関わる事項や特定の野生生物の保護に著しい支障が及ぶ恐れがある場合などは、その一部または全部を非公開とする。

(2) 記者会見は、会議を公開することから原則として行わない。ただし、委員長が必要と認める場合は、委員長による記者会見を行う。

3. 会議の傍聴

下記の案内を配布することとする。

【委員会傍聴にあたってのご案内】

1. 会議を傍聴される方は、会場に入室する前に、受付にて「一般傍聴者受付簿」に必要事項（氏名、住所）をご記入下さい。
2. 会場には傍聴席を設けますが、満席となった場合は、入室をお断りすることがありますので、ご了承下さい。
3. 傍聴される方は、会場において次の事項をお守り下さい。お守りいただけない方は、退室して頂くことがあります。
 - ①会場における言論への批判、賛否の表明、拍手などは、ご遠慮下さい。
 - ②会議に対し意見等のある場合、事務局に申し出てください。所定の用紙により意見を述べることができます。いただいた意見は、各委員へ参考資料として配付させていただきます。
 - ③私語や携帯電話での通話は、ご遠慮下さい。
 - ④カメラ撮影等は、審議及び傍聴の妨げとならないよう、傍聴席からにしてください。
 - ⑤そのほか、会議の妨げとなるような行為は、ご遠慮下さい。
4. 会議において、議事の非公開が決議された場合、又は委員長が退室を命じた場合は、傍聴できませんので、速やかに退室をお願いします。
5. その他、事務局の案内に従っていただくようお願いいたします